

- ☆ 第3回控訴審（2010年11月17日）とその後の報告会の様子
- ☆ 「ジョニー・カムバック」&ジョニー・Hライブ報告
(2011年1月14日以降)



○東京高等裁判所 第4回控訴審は

2011年3月8日（火）824号法廷、11時半～

審理が終わったあとすぐその場で簡単な報告会を行います。

そのあと場所を変えて、教員文化研究会を行います。

ここでは映画の上映会も行います。

○第4回審理では、足田教諭が最終陳述を行います。

ドキュメンタリーの一部も法定で上映されることになりました。

○第4回審理前、午前10時半から20分程、宣伝活動を行います。

少しの時間で構いませんので、ご協力いただければ幸いです。

○第4回審理の後、午後1時半から、教員文化研究会を行います。

ここでドキュメンタリー「ジョニー・カムバック」のフル上映も行います。

場所 法政大学市ヶ谷キャンパスのポアソナードタワー7階 0706教室

第3回控訴審 報告（2010年12月21日）（824号法廷）午後1時半～

支援の会事務局の荒井は傍聴できませんでしたが、福島弁護士、支援者の渡部さん、湯本さんが報告記事をメール投函、メールマガジン記事、ウェブとそれぞれに書いてくださいました。

それらの記事を、この裁判のホームページの「お知らせ」欄で紹介し、第3回審理及び報告会の報告をしてきました。ここではそれを再掲させていただきます。

★ 高裁第3回審理報告（2010年12月21日）

(足田教諭分限免職取消訴訟ホームページ)

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

「お知らせ」欄より。掲載記事は並べ替えや追記をしてあります)

湯本雅典さんからの報告 この裁判のドキュメンタリーをつくってくださった湯本さんも、直

ぐに第3回審理の報告をレイバーネットのホームページに掲載していただきました。是非、ご覧ください [こちら](#)。動画はレイバーネットの [ホームページ](#) 1面記事からアクセスできます。

「裁判後の報告集会（写真）」は、高裁に対する怒りの声が数多く聞かれた。「高裁は、

ちゃんとした裁判をしたくないのだ」(疋田さん)、「あたりまえの教師がこのままでは学校からいなくなってしまう」(裁判傍聴者)「疋田さんのように免職ということが起きれば、学校現場はひいてしまう」(日の丸・君が代裁判を闘う近藤順一さん)

次回控訴審(3月)では、疋田さん本人が陳述を行う。またA君も陳述書を提出する。疋田さんの闘いは今、関東だけでなく全国に知られつつある。映画「ジョニーカムバック」も完成し上映運動が広がりつつある。裁判所の横暴を許さない、大きな声を集中させていこう。(湯本雅典)

福島弁護士から報告

弁護団の福島です

本日(2010/12/21)控訴審第3回の口頭弁論が行われました。

当方からは、準備書面(3)および書証の提出、人証合計10名の申請を致しました。

提出書証は署名(高裁審理開始後のみのもので約800筆)も含め、厚さ10センチくらいの大量のものを出しました。湯本さん作成のDVDも提出しています。

被控訴人の東京都からは、形ばかりの反論の準備書面と、人証請求は要らない旨の意見書が出ました。

しかしながら、裁判所は、最終的に当方の人証申請をすべて採用せず、次回をもって、結審、ということになってしまいました。

ただし、控訴人疋田先生本人の「意見陳述」の機会を得ました。

30分ほど、疋田先生が法廷で話をします。

次回、最後の口頭弁論は、3月8日(火)午前11:30東京高等裁判所 824法廷です。

弁護団としても、これであきらめることなく、「こんな1審判決を維持するような判決を出したら、最高裁に上げられたときに恥ずかしいぞ」と思わせるような、裁判官に分からせるような主張を突きつけてゆきたいと思っています。

引き続き、ご支援お願い申し上げます。

渡部秀清さん(「都教委包囲首都圏ネットワーク」)による報告

本日(12月21日)、東京高裁で、ジョニーHさんの「不当分限処分撤回訴訟」控訴審の第三回裁判がありました。

第二回裁判(11月18日)の報告で 私は、次のようなことを書きました。

..... 本日の裁判中、都教委側のM弁護士は囚らずも「これは懲戒ではなく、分限免職ですから」と述べました。

「分限免職」ということになれば、「ウソをつく矯正しがたい性格を有する」などと、確固とした証拠がなくても、いろいろ理由をつけて処分しても構わないと言わんばかりの口ぶりでした。(事実、分限免職の運用はフリーハンドに等しいものです) それもそのはず、ジョニーHさんの<分限>免職事由の第一は「体罰」となっていますが、<懲戒>免職の場合は、全国で2001年度~2008年度までの間で1277件中たった1件のみという実態があり(控訴人側の準備書面2より)、ジョニーHさんの場合は怪我をさせているわけでもないのに、<懲戒>免職はさせられず、いろいろ難癖をつけて<分限>免職にしたということです。しかしその<分限>免職でも、全国で2001年度~2008年度までにあった118件中、「体罰、暴行および職務命令違反」という理由での免職はジョニーHさん1人だけです。(同上)

しかも、ジョニーHさんから「体罰」を受けたA君の《調査報告書》(都側の)が、①事実認定、②調査方法、③処分事由の信用性において大きな問題があることがこの間に明らかになってきたのです。

それはA君に対するジョニーHさんの聞き取りから明らかになりました。

《調査報告書》では、A君はE君とともに校長室を訪れ、校長に体罰の事実を話したとなっています。しかし、A君は校長に体罰事件について話をしたことは一度もありませんでした。

また、E君と校長室を訪れたこともありませんでした。しかもE君とは誰なのかも、謎のままです。校長が捏造したのでしょうか。

また、《調査報告書》では、ジョニーHさんが三回も殴ったとありますが、当時ジョニーHさんは荷物を両手に抱えており、そのようなことはできませんでした。

しかも、校長から都教委へ出されている《報告書》(①平成15(2003)年10月22日付け、②同年12月12日付け、③同年12月22日付け(追加))はこれまで出てきませんでした。

A君は、「証言に立つ」と言っています。

.....
本日の裁判では、東京高裁は、A君も望んでいる証人尋問を却下し、次回(3月8日)で本人の陳述だけを認め、結審するとしました。

これだけ、調査報告書に虚偽の記載があり、また校長から都教委へ出されている報告書が未だに明らかにされていないにもかかわらず、A君の証人申請をも拒否して、結審し、判決を下すと言うのです。とりわけ、「体罰」の被害にあった本人A君の証人申請を拒否したということは、裁判所が証拠となる調査報告書や未だ不明の校長の調査書の虚偽記載がさらに明らかになることを恐れたから、としか言いようがありません。

前回の裁判で、都教委側のM弁護士が囚らずも「これは懲戒ではなく、分限免職ですから」と述べた意味がよく分かります。

彼はつまるところ、「**分限免職**」という制度は、**権力がやめさせたい人間がいれば、何でも難癖をつけてやめさせることができる制度だ、と言っているわけです。**

終了後の**報告会では**、同じような例にあった方が、「審査請求したところ、歪曲されて書かれている、事実を曲げて列挙している。自己保身、組織優先ということが、あちこちで起きている。不正義がまかり通っている。しかも裁判所など正義を掲げている場で。」と述べられました。

(ホームページ 2010年12月26日掲載)

高裁第3回審理のために控訴人側から提出した準備書面(2)について(荒井容子)

12月21日(火)に第3回審理が行われました。

控訴人、疋田教諭側の弁護団は、前回提出した準備書面(2)で、疋田教諭に対する処分が如何に公正さを欠いているかを、データをもとに論証しましたが、今回準備した準備書面(3)では、地裁裁判官がきちんと理解しなかった点、学校での「体罰」が継続している現状、その中で疋田教諭が事件当時「体罰」認識を誤っていたということを裏づける背景、従って疋田教諭が研修を契機にその「体罰」認識を改めたことが真実であり、都教委がそれを疋田教諭が「嘘」を言っていると決め付けることは誤りであること、さらに、真に学校から「体罰」失くすためには、「体罰」事件が起きたときには、当事者の生徒・教師は勿論のこと、保護者も含め学校全体で話し合っていく必要があることを、体罰研究の成果から論証しました。この研究蓄積を踏まえれば、疋田教諭が起こしてしまった「体罰」事件に対して、当時、管理職たちが、「体罰」事件を隠さないというポーズをとりながら、実は別の、もっと被害の大きい「体罰」事件についてはその被害の実際を隠蔽し(教委へ

の事故報告を行わず)、他方疋田教諭に対しては、疋田教諭本人に確認しないままに、保護者に電話で事情聴取し、教委理事にも内容を通報して指示を仰ぐなどして、疋田教諭と生徒・保護者との関係を悪化するような介入を行い、さらに、意図的に事件を大きく取り上げたあとには、疋田教諭が「体罰」認識を改めたあとでさえも、疋田教諭と生徒・同僚・保護者との接触を禁止し、疋田教諭を学校現場から引き離し、疋田教諭の保管していた教材を勝手に廃棄する他、疋田教諭を陥れるような行為しか行わなかったことは、**当時の管理職たちが、疋田教諭に対してはもとより、教員指導全体、学校運営全体について、「体罰」を真に失くすために努力していたとは到底いえない、むしろ体罰を温存し、そのような教員の過失を教員処分に利用したに過ぎなかったと判断できる、そのような理解を裏付ける、「体罰」研究の成果を整理して提出**しました。すなわち論理的証拠を示す弁論を展開しています。

しかし、都教委、被控訴人側は、反論としての準備書面(1)の中でも、相変わらず、内容のない言葉を繰り返すだけに終始し、弁論とさえいえないものでした。

まさか高裁の裁判官までもが、ただただ「失当」ということばを根拠なく繰り返し、「体罰」を受けた教え子の証人尋問さえも、ただただ、必要ないと、その主張を繰り返す、都教委側の幼稚な弁論を鵜呑みにはしないだろうとっていました。

都教委側がその弁論で、言葉を鸚鵡返ししているだけなのは誰の目にも明らかです。

しかし、裁判官は、控訴人側、疋田教諭側から申請した証人尋問を拒否しました。

疋田教諭側から申請した証人には、被控訴人、都教委が地裁で都教委側の立場から提出した「陳述書」を書いたはずの、「体罰」を受けた、当時の生徒も入っています。地裁では「体罰」の問題について、十分な審議もしないままに、あれだけひどく、疋田教諭の人格を卑下する判決を出してしまったので、そこでこのことをきちんと審理してほしいと、まさに勇気をもって、証人申請している疋田教諭の訴えに、裁判所は、この高裁で、今度こそは、きちんと応えるべきです。

都教委はひとりも「証人申請」せず、ただただ、早く結審せよと言うのみです。

「体罰」を受けた生徒たち本人が証言に立つことを、都教委は、自分たちが「陳述書」に使った生徒についてさえ、恐れているということなのでしょう。

この「体罰」問題について、改めて、きちんと審理すべきであるのに、裁判官は一体何を考えているのか。高裁の裁判官は準備書面をきちんと読み、もっと誠実な対応をとってくださると思っていたのに残念です。

これからでもいいですから、とにかく、提出した準備書面、証拠書類を、何の曇りもない眼でよく読んでほしいと切に願っています。

「ジョニー・カムバック」&ジョニー・Hライフ報告

前回のニュースで紹介した、ドキュメンタリー映画「**不適格教師**」の烙印を押された男、**ジョニーカムバック**」の上映会が、完成試写会(2010年12月17日 琉球センター「どうたち」)のあとも、各地で4回開催されました。以下、**湯本雅典さん**がウェブで報告してくださっている記事を転載して、様子を紹介します。

2011年1月14日エネカスにて

当日の様子は 1行 / 動画

*第2回映画「ジョニーカムバック」上映会&コンサート
ジョニーが学校を追い出された日の実態が明らかに! 14日、都内で映画「ジョニーカムバック」上映会&コンサートの第2回が開催された。ジョニーH こと疋田哲也さんは、2004年2月いきなり東京都公立中学校教員を解雇(分限免職)され



た。理由とされたのは、教員不適格（自動車通勤、私物の校内持ち込み、体罰）。しかし、そのどれをとってみても「解雇」に至る理由にはならず、他に疋田さんを学校から追い出す理由があることは明らかであった。

この日、疋田さんの学校最後の日の様子を録音した音声が会場に流された。それは2004年4月、本来なら生徒や同僚に別れを告げる離任式の日の音声記録である。疋田さんは、免職処分を理由に離任式への出席すら認められなかった。離任式の当日、事務手続きで学校に行った疋田さんに近寄ってきた生徒を前に、管理職は「生徒の前に立つな」「いつまでもしがみついているんじゃない」という暴言を吐いたのだ。しかし、それを見ていた疋田さんの教え子たちは、一斉に「ジョニーを返せ」のコールを始めた。

疋田さんは東京都の「日の丸・君が代」強制に異を唱えていた。職員会議にプリントを作り、管理職が強引にすすめようとしていた「日の丸」の舞台正面への掲揚、「君が代」のピアノ伴奏に疑問を提起した。しかし、その後疋田さんは業績評価で「指導力不足教員対象」の評価Dを受けることになったのだ。

疋田さんの解雇撤回を求める裁判は、現在東京高裁で闘われている。3月8日には結審を迎え、その後5月ごろ判決となる。今が最大の正念場だ。この事件を多くの人に知ってもらうための映画&コンサートも継続して予定されている。多くの人に参加していただきたい。（湯本雅典）

2011年1月29日東久留米市 当日の様子は 3行

「疋田先生、熱い思いをつらぬいて頑張ってください！」

ー映画「ジョニーカムバック」第3回上映会&コンサート



こともあり、上映会には保護者、教え子など多くの地域の方々が参加された。ある教え子は、アンケートにこう書き綴っている。



1月29日、東京都東久留米市で映画「ジョニーカムバック」上映会が開かれた。3回目となる今回の上映会は、ジョニーHこと疋田哲也さんが勤めていた中学校の地域での開催である。疋田さんは、この地で生徒の側に立った教育実践を積極的に推し進めた。しかしその後の転勤先の小平市の中学校で、不当にも解雇されたのである。

地元開催と言う



「疋田先生にお会いするのは十数年ぶりになりますが、今日の話す姿を見て中学生の頃に戻った感覚になりました。中学の頃は学校での思い出が少ない私ですが、その少ない中でも疋田先生との思い出は多く、大好きな恩師です。ライブの中でのトークは、中学での授業を思い出すようで嬉しかったです。先生

の熱い思いがすごく伝わりました。疋田先生、熱い思いをつらぬいて頑張ってください。」

映画「ジョニーカムバック」の後、疋田さんが担任していた東久留米の生徒たちが出演した東映ビデオ「中学生の性教育シリーズ 『異性とつきあうってむずかしい?』」が上映された。この映像は疋田さんの指導の下、生徒たちが台本を作り、演じ、また討論を積み重ねていくという、まるで見ている側が学校での性教育の授業を参観している気分させる内容である。そこには生徒たちが自ら考え、意見を述べ、行動していくという疋田さんの教育にたいする考え方がにじみ出ている。

上映会に参加した、実際に東映ビデオを撮影したカメラマンの常田高志さん(写真上・映画『タケオードウン症ドラマーの物語ー』監督)は、「当時『文部省選定』のお墨付きの教育映画が多かった中で、この教材ビデオはそれを打ち壊したものだ。今見ても疋田さんの実践はすごかったんだと思う」と語った。

映画「ジョニーカムバック」上映会は、回を重ねるうちにジョニーの闘いと教育への思いが徐々に染み透りゆくことが感じられる。ジョニーの裁判も3月8日にはいよいよ高裁結審を迎える。ぜひとももっとたくさんの方にこの映画を観ていただき、ジョニーの思いに触れていただきたい。(湯本雅典)

上映会はその他、**2011年2月12日には小平市**でも開催されました。

今後の上映予定

2011年3月29日町屋 ([ムーブ町屋](#) 町屋駅徒歩1分) 19時～

この会はドキュメンタリー映画「学校を辞めます」とジョイント上映で、疋田教諭のライブコンサートもあります。是非、ご参加ください。

次回第4回控訴審は **2011年3月8日(火) 11時半から、**

東京高等裁判所 第824号法定です。是非、傍聴してください。

疋田教諭の最終弁論があります。

またドキュメンタリー映画「ジョニー・カムバック」(裁判所提出版)の部分上映も決まりました。

是非、大勢の方の傍聴をお願いします。

また審理のあとすぐ、その場で簡単な報告会を行います。

そのうえで、この日は午後には、場所を改めて、教員文化研究会を行い、映画のフル上映も行います。

詳細は以下のとおり。

日時 2011年3月8日(火) 午後1時半～3時半

場所 法政大学 市ヶ谷キャンパス ポアソナードタワー7階 0706 教室

審理の前には10時半から20分程、地裁前で宣伝活動も行います。お時間のある方は途中少しでも構いませんので、いらしていただければ幸いです。

編集後記

いよいよ明日、3月8日の第4回審理が結審となります。

この間、大勢の方からご支援いただき、署名もあと34筆で1000筆に達するまでになりました。本当に多様なみなさんがご支援くださっています。

先日、2月24日のレーバーネットによるネットテレビ放送「教育特番は、疋田教諭の分限免職という事件が、実は、多くの教員に対するその創意工夫に満ちた教育実践を否定していく、教師の口封じともいえる教育政策の展開の中でなされたことであることを如実に示していました。

それにしても、疋田教諭に対する管理職による攻撃、分限免職処分を決めていく過程はお粗末であり、こんなにいい加減で、虚偽を平気で活用する方法での「処分」が行われていいのか、それを裁判所は見過ごしているのかと、被控訴人、東京都教育委員会の姿勢、不当判決を下した東京都地方裁判所の姿勢、そのモラルの欠如に怒りを感じます。

被控訴人は、過去に犯してしまった過ちを見つめ、体面にこだわらず、素直に反省し、処分を撤回してほしい。また、東京都高等裁判所は、東京都地方裁判所が犯した過ちをきちんと指摘し、より見識の高い判決を出してもらいたいと願うばかりです。

結審後も、判決の日まで、この裁判のことを多くの方に知っていただき、疋田教諭に対する分限免職処分の不当性を訴える運動を継続していきます。

みなさま、どうぞ今後ともご支援をお願いします。

子どもたち、生徒たちの立場に立って、創意工夫をする教師たちのその教育の自由をまもり、子どもたち、生徒たちが、そして教師たちがいきいきと学びあっている学校をとりもどすために、裁判支援運動とともに進めていってください。

高等裁判所に向けた署名は、判決の日まで、まだまだ続けます。是非、みなさま、周りの方に声をかけて、署名にご協力いただければ幸いです。

「陳述書」(東京高等裁判所提出用)、激励メッセージ(ホームページに掲載させてください)なども、改めて、是非、是非、お願いいたします。「陳述書」の書き方は、裁判ニュース No.2(ホームページ掲載)をご参照いただき、宛名を東京高等裁判所 裁判官宛にいただければ、その他は同じ書式で大丈夫です。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニーの会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

支援の会のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

カンパは以下をお願いします。

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニーの会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コード 9900 店番 019 店名 〇一九店(セロイチキュウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダキョウユブンケンメンシヨクトリケシソシヨウシエン

ジョニーの会の支援ホームページ 支援者の方による支援ホームページは

<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっている

レーバーネットのホームページは <http://www.labornet.jp/org/>